

# ふたば便り

ふたば税理士法人

東京事務所：東京都港区港南 2-15-1 インターシティ A 棟 28 階  
tel(03)5769-2130 fax(03)5769-2133

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

2010 年 7 月号 (Vol. 95)

## 円満相続のためにできること (その 2) 遺言について～

高齢化社会を反映してか、遺言書を作成する人が年々増え、公正証書遺言の数も 10 年前の倍近くになっています (平成元年 40, 941 万件、平成 19 年 74, 160 万件)。最近では一般の書店などで「自筆証書遺言キット」なるものも売られ、ヒット商品となっているようです。

遺言は、自分の意思で自分の財産を誰に渡すかを定めることのできる唯一の手段です。**遺言がない場合には、あらかじめ法律で定められている相続人**が、遺産をどのように分割するかを相続人間の話し合いで決めることとなります (遺産分割協議)。

遺言の作成方法には、遺言者が自書記載する方法や、公証人が遺言者の趣旨を筆記する方法、遺言者が自書したものを封書した状態で、公証人役場に保管してもらう方法の 3 つがあります。それぞれに特徴がありますが、**もっとも確実な方法**は、公証人が遺言者に代わって遺言書を作成してくれる**公正証書遺言**です。

遺言は、遺産の分割で相続人の争いごとを未然に防ぎたい、あるいは、あらかじめ法律で定められている相続人以外の人に遺産を相続させたい場合などに有効です。遺言があれば自分の意思どおりに相続させることができます。たとえば、次のような場合です。

- ◆ 夫婦間に子供がない場合、妻に全財産を相続させたい。
- ◆ 同居して自分たちの世話をしてくれる息子の嫁、かわいい孫に遺産の一部をあげたい。
- ◆ 訳あって籍は入れてないけれど、内縁の人に相続させたい。
- ◆ 経営する会社を継がせる子供に自社株を確実に相続させたい。
- ◆ 地域の社会福祉施設等に遺産の全部または一部を寄付したい。

ただ、亡くなった人の意思を完全に尊重して遺言の全てが認められるということになりますと、例えば「愛人に全ての財産を相続させる」という遺言を残して亡くなったような場合、家族の生活が保障されず、路頭に迷うことになりかねないという配慮から、法律では一定の相続人 (**兄弟姉妹以外**の相続人) に**一定の財産を残すよう「遺留分」**という制度を設けています。遺留分を侵害した遺言も有効ですが、侵害された相続人は遺留分の取り戻しを請求することができます。

また、遺言を作成する場合には、是非**遺言執行者を指定**しておきましょう。遺言執行者とは相続人の代理人として、遺言の執行に必要な一切の手続きを行う人のことです。実務上では預金の名義変更等には相続人全員の印鑑が必要というようなことがあります。遺言執行者がいれば、**遺言の執行に必要な一切の手続きを行う**ことができます。私たちのような第三者の専門家が遺言執行人となるケースも増えています。

<保険法の改正> 生命保険に加入していれば死亡保険金が支払われます。受取人を指定していれば、この死亡保険金は受取人固有の財産となり、相続財産に含まれず、相続とは無関係に受取人が受け取ることができます。平成 22 年 4 月 1 日施行の保険法により、**保険金受取人の変更が遺言でも可能**となりました。

気象庁から冷夏の予報が撤回されたそうです。  
これからが夏本番ですが、6 月からこの暑さです・・・。  
いったいどうなるんでしょう。暑さ対策にご留意を！

